

## 神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども食堂の継続に支障が出ているボランティア団体等の活動を支援するため、新しい生活様式を取り入れて活動を行う団体等に対し、神奈川県が予算の範囲内で「神奈川県子ども食堂応援事業協力金」(以下「協力金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 子どもたちに対し、無料又は低額(実費相当額)で栄養のある食事を提供し、子どもと地域をつなげるボランティア活動をいう。
- (2) 子どもの居場所 子ども食堂のほか、子どもたちに対し、無料で学習支援教室を開催するなど、子どもたちの身近な地域で実施するボランティア活動をいう。
- (3) 活動拠点 子ども食堂の主たる活動の場所又は施設(市区町村の区域で1か所)をいう。

### (支給対象者)

第3条 協力金の支給対象者は、神奈川県内で子ども食堂の活動を行う団体又は個人のうち、次に掲げるいずれかの事項に該当する者とする。

- (1) 食品衛生法上の営業許可を取得又は保健所へ届出を行っている、もしくは、定期的に保健所等へ相談するなど、衛生管理を適切に行っている者。
- (2) 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店等から食事の提供を受ける者。

### (支給要件)

第4条 協力金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応した子ども食堂の活動を行うこと。
- (2) 子ども食堂の利用者を適切に把握し、活動を行う者又は利用者に新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者を確認した場合、速やかに利用者とは連絡が取れる体制を確保すること。また、県が発行する「感染防止対策取組書」への登録に努めること。
- (3) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底すること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の発生防止に努めること。
- (4) 子ども食堂の利用者に対し、県が指定する広報チラシ等を配布すること。
- (5) 県ホームページ「子どもの居場所ポータルサイト かながわスマイルテーブル」に登録すること(既に登録している者は除く。)
- (6) その他感染症対策のために必要な措置を講じること。

### (協力金の支給額)

第5条 協力金の支給額は、12万円とする。ただし、協力金の支給を申請する者が、神奈川県内に複数の活動拠点を有する場合は、活動拠点ごとに協力金を支給することができ

る。

2 前項の協力金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(協力金の申請)

第6条 協力金の支給を申請しようとする者は、神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 神奈川県子ども食堂応援事業協力金活動計画書(第2号様式)
- (2) 神奈川県子ども食堂応援事業協力金口座振込依頼書及び振込先口座の通帳等の写し
- (3) 「子どもの居場所ポータルサイトかながわスマイルテーブル」への情報掲載依頼書兼誓約書

(協力金支給の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、協力金を支給することを決定した場合は、神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給決定通知書(第3号様式)により、協力金を支給しないことを決定した場合は、神奈川県子ども食堂応援事業協力金不支給決定通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(協力金の支給)

第8条 知事は、前条により協力金の支給を決定した者(以下「支給決定者」という。)に対して、通知した日から起算して30日以内に協力金を支給するものとする。

(活動の報告)

第9条 支給決定者は、協力金の支給を受けた日から起算して60日以内に神奈川県子ども食堂応援事業協力金活動報告書(第5号様式)を県に提出しなければならない。

2 前項の活動報告書の提出は、支給決定者が運営するホームページ、ソーシャルネットワークサービス等を用いて、活動報告書に記載すべき事項をインターネット上で発信することにより代えることができる。

(暴力団排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、協力金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ協力金の支給を受けようとする者又は協力金の支給を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(支給決定の取消し)

第 11 条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、協力金の支給決定を取消することができる。

- (1) 支給決定者が、偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 支給決定者が、第 9 条の規定による活動の報告を行わなかったとき。
- (3) 支給決定者が、前条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(協力金の返還)

第 12 条 知事は、前条の規定により支給決定の取り消しをした場合において、すでに協力金を支給しているときは、期限を定めて、支給した協力金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 4 年 8 月 19 日から施行し、令和 4 年 4 月 27 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定を適用する場合においては、改正前の要綱の規定に基づいて支給された協力金は、改正後の要綱の規定による協力金の内払とみなし、その差額に相当する額を協力金として支給する。

神奈川県知事 殿

申請者 住所  
 団体名  
 代表者名

神奈川県子ども食堂応援事業協力金 支給申請書

次のとおり、神奈川県子ども食堂応援事業協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 団体等の概要

団体又は個人名	
団体代表者氏名	フリガナ <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 氏名
団体又は個人 連絡先	担当者（フリガナ）： 住所：〒            —  電話：            （        ） ・日中、県からの連絡がとれる電話番号を御記載ください。 FAX：            （        ） メールアドレス：
団体種別 [ ] に○を記入	社会福祉法人 [    ]   NPO法人 [    ] 任意団体 [    ]       医療法人 [    ] 学校法人 [    ]        宗教法人 [    ] その他 [                    ]

2 子ども食堂の概要

名称	
活動開始年月	年        月
開催場所	
開催日時 (定期／不定期)	
利用人数（定員）	

料金	子ども [        ] 円 大人 [        ] 円
保険の加入	<input type="checkbox"/> 加入している 保険の名称 [        ] <input type="checkbox"/> 加入していない
保健所への届け出等	<input type="checkbox"/> 飲食店営業の許可を受けている <input type="checkbox"/> 給食施設報告書の届出をしている <input type="checkbox"/> 許可又は届出対象外だが保健所へ相談している

### 3 誓約事項

協力金の支給に係る次の事項に同意する場合は、内にレ印を記入してください。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応した子ども食堂の活動を行います。
- 子ども食堂の利用者を把握し、活動を行う者又は利用者に新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者を確認した場合、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保します。
- 県が発行する「感染防止対策取組書」への登録に努めます。
- 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努め、必要な衛生管理を徹底します。
- 食物アレルギーを原因とした事故等の発生防止に努めます。
- 子ども食堂の利用者に対し、県が指定する広報チラシを配布します。
- 県ホームページ「子どもの居場所ポータルサイト かながわスマイルテーブル」に登録します。
- 協力金の支給を受けた日から起算して 60 日以内に、神奈川県子ども食堂応援事業協力金活動報告書（第 5 号様式）を県に提出し、又は支給決定者が運営するホームページ等により活動報告書に記載すべき事項を発信します。

#### 【添付資料】

- ① 神奈川県子ども食堂応援事業協力金活動計画書（第 2 号様式）
- ② 神奈川県子ども食堂応援事業協力金口座振込依頼書及び振込先口座の通帳の写し等
- ③ 「子どもの居場所ポータルサイトかながわスマイルテーブル」への情報掲載依頼書兼誓約書



新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する取組み	
利用者の把握に関する取組み	
衛生管理に関する取組み	
事故防止に関する取組み	

備考1 活動内容の欄は、申請日から6か月以上の期間について、子ども食堂の活動予定を記載してください。

2 開催形式の欄は、会食、弁当の配付、食材の配付など、子ども食堂の開催形式を記載してください。

3 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。

次育第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県子ども食堂応援事業協力金 支給決定通知書

令和 年 月 日付けの神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給申請書（以下「申請書」という。）により申請のあった神奈川県子ども食堂応援事業協力金（以下「協力金」という。）については、審査の結果、支給することとしましたので、通知します。

1 対象活動

申請書に記載されているとおり

2 協力金の支給額

円



第4号様式（第7条関係）

次育第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

**神奈川県子ども食堂応援事業協力金 不支給決定通知書**

令和 年 月 日付けの神奈川県子ども食堂応援事業協力金支給申請書により申請のあった神奈川県子ども食堂応援事業協力金については、審査の結果、不支給とすることとしましたので、通知します。

**不支給の理由**

神奈川県知事 殿

申請者 住所  
団体名  
代表者名  
子ども食堂の名称

神奈川県子ども食堂応援事業協力金 活動報告書

令和 年 月 日付け次育 号をもって支給決定を受けた上記協力金に係る活動について、新しい生活様式に対応して活動した結果を、写真を添えて次のとおり報告します。

（工夫して取り組んだこと）

（活動するにあたり苦労したこと）

（今後の課題）

【提出前に、次のことを確認のうえ、□内にレ印を記入してください。】

- 提供した写真は、神奈川県ホームページに掲載する可能性があることを承諾します。
- 写真に人物が映っている場合は、写真から特定できる人物全員から、神奈川県ホームページで公開することについて、本人の同意を得ています。
- 上記の同意が得られていない人物については、その人物が特定されないよう加工を施しています。